

平成18年8月15日

平成18年7月豪雨に係る地方交付税  
(9月定例交付分)の繰上げ交付

1 平成18年7月豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

## 2 繰上げ交付対象団体(6市6町 計12団体)

長野県 1市 (1団体)

おかやし  
岡谷市

島根県 1市3町(4団体)

ごうつし おくいずもちょう いいなんちょう みさとちょう  
江津市、奥出雲町、飯南町、美郷町

鹿児島県 4市3町(7団体)

あくねし いずみし おおくちし さつませんたいし さつまちょう ながしまちょう ひしかりちょう  
阿久根市、出水市、大口市、薩摩川内市、さつま町、長島町、菱刈町

## 3 繰上げ交付額(市町村分)

長野県	141百万円	(9月定例交付額の30%)
島根県	1,310百万円	( " )
鹿児島県	3,078百万円	( " )
計	4,529百万円	

## 4 繰上げ交付日

平成18年8月16日(水)

自治財政局財政課 杉田、本間

TEL 03-5253-5111(代表)

TEL 03-5253-5612(直通)

FAX 03-5253-5615